

IV. 予兆に対する迅速な対応 【感染再拡大への対応】

道の取組

①モニタリングと注意喚起等の実施

振興局ごとの感染状況についてモニタリングを行い、感染の拡大傾向が認められる場合には、振興局において、地域の実情に応じて住民に対する注意喚起や繁華街での感染防止対策を実施する。

②地域を限定した措置の実施

①の注意喚起等を実施しても、感染の拡大が認められる場合には、次の状況を総合的に勘案し、期間を設定して、特定の地域や業態を対象とした外出自粛などの強い施策を講じる。

- ・当該地域における感染拡大が他地域に波及する可能性が高いか
- ・当該地域における感染の広がりが続いているか
- ・医療提供体制等への負荷が高まっているか

IV. 予兆に対する迅速な対応 【感染再拡大への対応】

道の取組

③まん延防止等重点措置の検討等

- ・ 地域における感染がさらに拡大し、道内全体に拡大するおそれがあると認められる場合であって、当該地域の医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められるときには、当該地域を対象とした「まん延防止等重点措置」の国への要請を検討する。
- ・ なお、地域における感染拡大が、道内全体に拡大するおそれがあると認められる場合とは、当該地域の感染拡大の影響により、全道の新規感染者数が道の警戒ステージ4の目安（10万人当たり15人/週）を超えるおそれがあるときとする。
- ・ この場合、当該地域における「まん延防止等重点措置」に準じた措置の実施についても検討する。